

国民年金保険料の 学生納付特例制度

学生のかたも20歳になったら必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることが義務付けられています。

しかし、本人の所得が一定以下の学生については、申請により在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予できる「学生納付特例制度」があります。

対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び個別に定められた各種学校等(夜間、定時制課程や通信制課程を含む。)に在学する学生であって、前年所得が一定額以下のかた

承認期間

令和2年4月から令和3年3月(申請者が学生であることを確認するため、年度ごとの申請が必要です。)

手続き

次のものを持参し、市保険年金課に申請してください。
申請が遅れると、障害基礎年金が受けられなくなる場合があります。

- ・年金手帳
- ・学生証または在学証明書
(学生証については、令和2年度の有効期限を確認します。)
- ・印鑑(本人が来庁する場合は不要)
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

<本人確認書類>

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、
マイナンバーカード、 障害者手帳など

2点必要なもの

健康保険被保険者証、年金手帳など

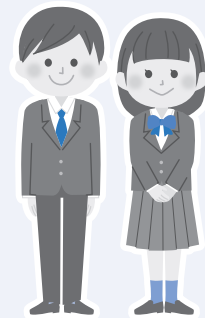
次のような場合は申請方法が異なります

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学予定があるかたには、日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。

この申請はがきが送付された場合は、必要事項を記入し、返送するだけで、申請が済みます。

但し、在学する学校等が変わったかたについては、はがき形式の申請書では申請できませんので、改めて市保険年金課で申請してください。

また、前年度に承認されている場合であっても、承認された時期によっては、はがきが送付されない場合もあります。その場合も市保険年金課で申請してください。



学生納付特例が承認されると

学生納付特例が承認された期間は、未納扱いにはならず、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、事故や病気で障害を負って働けなくなった場合に受給できる障害基礎年金や、万が一亡くなった場合に残された子のいる配偶者等に支給される遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間にも合算されます。

但し、学生納付特例の承認を受けた期間から10年以内に、遡って納付(追納)しないと、老後の年金額には反映されません。

なお、追納する保険料は、経過期間に応じ、納付特例を受けた当時の保険料額に加算が付く場合があります。

4月から、国民年金保険料額が**月額16,540円(令和2年度)**になりました。付加保険料は従来どおり月額400円です。

《前納をお勧めします》

保険料を現金で決められた期限までに一括納付すると、保険料が割引になります。

令和2年度 国民年金保険料 現金による前納額一覧表

前納する期間	毎月納付した場合	前納額	割引額	納付期限
2年分	397,800円	383,210円	14,590円	4月末日
1年分	198,480円	194,960円	3,520円	4月末日
半年前納	前期	99,240円	810円	4月末日
	後期			10月末日

令和2年度月額 16,540円

令和3年度月額 16,610円

※現金納付による2年前納を希望する場合は、年金事務所へご連絡ください。

※口座振替・クレジットカード払いの2年・1年前納、半年前納(4月分～9月分)の申し込みは、2月末で終了しました。